PTA安全補償制度運営上の諸問題-アンケート結果に対する一考察

札幌学院大学 早川 淑人

1. はじめに

本報告は、PTA団体傷害保険、学校契約団体傷害保険、PTA管理者賠償責任保険、約定履行費用保険などで構成される現在のPTA安全補償制度の問題点を分析し、各地で検討されているPTA共済制度¹の補償内容が、今後のPTA活動の方向性に合致するかをアンケート結果から考察したものである。

2. アンケート調査概要

調査対象は、人口約190万人の政令指定都市であるB市PTA協議会である。17市立 幼稚園・こども園、207市立小学校、96市立中学校の320単位PTAで構成され、学 童約14万人、保護者²約11万4千人、教師約6,300人、特別会員約30人を有する 大規模PTA団体である。アンケートは320単位PTAのPTA会長、PTA担当教諭、 またはPTA執行部で協議のうえ回答してもらった。回収数は78単位PTAである。

3. PTA会員の補償ニーズと補償内容の相違

現在のPTA安全補償制度において、補償ニーズと補償内容の最大の相違点は、(独)日本スポーツ振興センター法と保険約款での「学校管理下」の解釈の相違である。アンケート結果では、ほかにもPTA活動の実態に即した補償の拡充を求めるもの、保険期間と学事歴との不一致や加入形式、保険料の徴収方法など解決すべき点が明らかになった。今後、共済制度に移行することで一定の解決は見込まれるものの、再保険を導入する際に引受保険会社の支払要件に共済基準が合致するかといった新たな問題も生じる。これは保険商品が発売された時代と現在では社会背景に大きな違いがあるからである。PTA活動は社会の変化とと

¹ ここでは、PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年六月二日法律第四十二号)にもとづくPTA独自の新しい安全補償制度をさす。

² 義務教育現場では保護者に統一されているが、本報告では父母・親権者をさす。

もに進化している。子どもの健全育成という目的は同じでも、時代が変われば社会に受け入れられやすい活動内容に進化する。PTA活動に対する現在の保険の補償内容は、社会の変遷から取り残されたと言わざるを得ない。

4. 「新・教育基本法」からみた今後のPTA活動の方向性

新しい教育基本法では、第12条の社会教育においては社会教育施設の設置、学校の施設の有効活用、第13条では学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について述べられている。これらはPTA団体が主催する活動だけではなく、ほかの社会教育団体や町内会との連携活動、学校教育施設や社会教育施設の相互活用を推進する内容になっている。保険料の関係で学校契約団体傷害保険に「学校管理下」不担保特約を付した場合の安全補償制度では、学校施設内でのPTA活動は補償対象にならない。またPTA団体傷害保険であっても、ほかの社会教育団体や町内会、商工会などが主催あるいは共催・後援する行事に参加した場合、PTA会則やPTA規約の記述内容によっては補償対象にならない場合もあるなど、新しい教育基本法の精神から乖離した結果を生んでいる。PTA活動は社会を映した運動である。時代とともに活動内容も進化していく傾向は今後も続くと思われる。

5. 今後のPTA安全補償制度の課題

PTA安全補償制度において、保険や共済を問わず、加入者ニーズのすべてを満たす補償が必要かについては議論の余地がある。しかし、現在の補償内容のまま保険を制度に組み込めば、子どもの健全育成が目的のPTA本来の活動を行っても、保険(安全補償制度)で補償されないなら活動はしないといった本末転倒の話に陥る。アンケートの回答にも、保険で補償される活動を示して欲しいといった記述があった。これらのことから安全補償制度運営上の課題は、子どもを取り巻く社会背景とPTA活動の一体化を推進するとともに、PTA活動の実態に合った補償内容の改定や新商品の開発が必要であるといえる。同様に共済制度に移行しても、PTA活動の実態に合った補償内容にする必要があるのはいうまでもない。